第 八 章　生徒会役員選挙規則

第 1 条　　生徒会会則の規程に基き、県立八重山商工高等学校生徒会役員選挙規則を下記のとおり定める。

第 2 条　　第２条生徒会役員選挙に関する一切の事務は本校の選挙管理委員会が行う。

第 3 条　　選挙管理委員会が行う選挙において選出される役員は、会長1名、副会長2名（男女各1名）とする。

第 4 条　　会長、副会長は各立候補者から投票によって選出する。但し、立候補者が1人の場合は投票を必要としない。

（１）選挙は毎年6月下旬にこれを行う。

（２）選挙に関する告示は、選挙日の20日前までなさなければならない。

第 5 条　選挙は全会員によって行うが、次の者は選挙権を有しない。

イ．選挙管理委員　ロ．仮入学の者　ハ．処罰中の者　ニ．休学中の者

第 6 条　被選挙権は、第1学年及び第2学年に在籍しているものはこれを有するが、前条のイ、ロ、ハ、ニに該当する者は除く。

第 7 条　立候補者届は、次の通りとする。

（１）届出は選挙日の3日前の午後5時までにすませること。

（２）候補者は届出期間内に規定の用紙に責任者2名、推薦者10名以上の連署をもって届出なければならない。

第 8 条

（１）立候補者がいない場合は、全会員の中から１０名（男女各5名）を中央委員会の承認を得て、会長が任命し、各長自身も含めて推薦委員会を組織する。

（２）推薦委員会は、被選挙権を有するものの中から1名推薦して全選挙人の承認を得る（委員会が被選挙人を推薦するときは、その人も充分調べた上、推薦することを前提とする）。

第 9 条　選挙運動については次の通りとする。

（１）期間は立候補届が締切された日から投票の前日までとする。

（２）選挙運動の方法は選挙管理委員会の主催する演説会とポスターによるものとする。

（３）ポスターは選挙管理委員会が許可したのものを使用する。それ以外は委員会の権限により没収することができる。

（４）ポスターの大きさは全紙（Ｂ１）大を最大限とし、枚数は6枚以内とする。

第 10 条　選挙は無記名投票とする。

第 11 条　選挙管理委員会は前もって、投票用紙に立候補者名を記入し、選挙人に交付する。投票用紙には選挙管理委員会の証印がなければならない。

第 12 条　投票は、選挙管理委員会の指導のもとに定められた方法で行う。

第 13 条　投票の効力は、委員会を経て、開票の前に委員長がこれを決定する。

第 14 条　投票の時刻は予め告示し、投票を閉ずべき時刻に至った時は、委員長はその旨を告げて投票場の出入口を閉ざし投票場内の選挙人の投票を持って、投票函を閉鎖する。投票函閉鎖後は、投票をなすことはできない。

第 15 条　委員長は、予め告示した開票日に選挙立会人の立会の上で投票函開き、開票事務を行う。

第 16 条　開票事務は、原則として次の通りとする。

（１）無効投票、有効投票に関する基準を予め定めてから開票する。

（２）投票人総数と、投票総数を計算する。

（３）有効票と無効票を分ける。

（４）候補者数別に分け投票数を計算する。

第 17 条　有効投票の最高数を得た者を、当選人とする。

（２）得票数が同数なるときは再選挙によりこれを決定する。

（３）再選挙は、開票があって、後3日以内に行うものとする。

第 18 条　選挙管理委員会は当選人の決定をした後、速やかに学校長の承認を得て、全選挙人に通達する。

第 19 条　異議申立は、当選人に決定が告示された後その当日内に管理委員長に対して、これをなすことができる。その後は無効とする。

（２）異議申立のあった場合、管理委員長は当日から3日以内に管理委員会に計り会長と相談の上適当処置をとる。

第 20 条　当選人は、7月末日までに顧問立会の上事務引継ぎを完了する。事務引継ぎが完了するまでは、旧役員がその役にあたるものとする。

附　則　（１）この規程は２００５年３月２３日一部改正。